KPMG

KPMG Japan e-Tax News

No.354　21 July 2026

税務情報

国税庁 － 国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税に関するQ&A 等の公表

2026 年度税制改正では、2028 年 4 月 1 日以後に行われる国境を越えた電子商取引について、消費税の課税関係の見直しが行われました（改正の概要については、2025 年 12 月 25 日発行の KPMG Japan Tax Newsletter「2026 年度税制改正大綱」（PDF 820KB）でお知らせしています）。

これを受け、国税庁は 7 月 15 日、国境を越えた電子商取引に係る消費税に関する情報を集約しているウェブページ「国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税関係について」において、以下の Q&A 及びリーフレットを公表しました。

■ 国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税に関する Q&A（PDF 1,415KB）

この Q&A は、少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直しや特定少額資産販売事業者の登録制度、資産の譲渡に係るプラットフォーム課税等について全 62 問の Q&A を通して解説するもので、たとえば、以下の事項が明らかにされています。

【少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直し】

- 事業者が通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送する資産の譲渡で、一の資産についての対価の額が 1 万円（税抜き）以下の資産の譲渡（以下、「特定少額資産の譲渡」）については、国内において行われたものとして消費税の課税対象とされるが、外貨建てにより商品販売を行っている場合には、その対価の額を円換算した金額により 1 万円以下であるかどうかを判定することになる。
  円換算の方法の例として、その販売時（注文確定日）における為替相場により円換算する対応が考えられるが、顧客に対して販売価格を表示するにあたり、消費税が課されるものについては税込表示（総額表示）が求められるため、その価格表示の時点までに、円換算したうえで対価の額が 1 万円以下であるかどうかを判定する必要がある。そのため、たとえば商品の注文画面において、円換算した金額を参考表記している場合は、その円換算に係る為替相場が合理的なものであり、これを継続して適用している限り、その金額により対価の額が 1 万円以下であるかどうかを判定して差し支えない。（問 9）

© 2026 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

【特定少額資産販売事業者の登録制度】

- 特定少額資産販売事業者の登録制度は、2028 年 4 月 1 日から導入されるが、2027 年 10 月 1 日から登録申請書を提出し、登録を受けることができる経過措置が設けられている。なお、登録申請書の様式は 2027 年 4 月以降に上記のウェブページにおいて公表予定である。（問 11、問 12）
- 特定少額資産販売事業者が特定少額資産の譲渡を行った場合には、その資産の発送に係る仕入書等に特定少額資産販売事業者の登録番号等を記載又は記録して輸入者等に通知する必要があるが、ここでいう仕入書等とは、具体的には、輸入申告において提出が求められている品物の品名、数量、価格などを記載したもので、品物の仕出国で作成されたもの（仕入書＝輸入インボイス）や、特定少額資産の発送に係る書類において特定少額資産販売事業者の登録番号等を確認することができるものであればこれに該当する。（問 26）

【資産の譲渡に係るプラットフォーム課税】

- 資産の譲渡に係るプラットフォーム課税は 2028 年 4 月 1 日から導入されるが、制度開始前の経過措置により、プラットフォーム事業者は、2027 年 1 月 1 日からプラットフォーム課税の適用があるものとして、同日から 2027 年 3 月 31 日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡の合計額を計算し、これに 4 を乗じて得た金額が 50 億円を超える場合には、2027 年 6 月 30 日までに「第二種プラットフォーム事業者の指定届出書」を国税庁長官に提出する必要がある。この指定届出書を含む第二種プラットフォーム事業者に係る各種届出書等の様式は、2026 年 8 月以降に上記のウェブページにおいて公表予定である。（問 40、42）
- 第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合、そのプラットフォーム事業者は、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡を行う事業者に対して、その資産の譲渡がプラットフォーム課税の対象となる旨及びプラットフォーム課税の対象となる年月日を速やかに通知する必要があるが、その通知の形式・様式は問わない。しかし、第二種プラットフォーム事業者のウェブサイトや、第二種プラットフォーム事業者の提供するデジタルプラットフォームの利用規約において記載されているのみの場合には、事業者への「通知」にあたらない。（問 44）
- プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされるため、第二種プラットフォーム事業者がインボイス発行事業者である場合、その資産の譲渡の相手方からインボイスの交付を求められたときは、第二種プラットフォーム事業者がインボイスを交付する必要がある。（問 47）

■ 国境を越えた電子商取引に係る課税関係について（PDF 1,073KB）

このリーフレット（全 6 ページ）では、国境を越えた電子商取引に係る課税関係の概要が、図表を用いて分かりやすく紹介されています。

© 2026 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG 税理士法人

〒106-6012
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
TEL: 03-6229-8000
FAX: 03-5575-0766

〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F
TEL: 06-4708-5150
FAX: 06-4706-3881

〒450-6426
愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12
大名古屋ビルヂング26F
TEL: 052-569-5420
FAX: 052-551-0580

〒600-8007
京都府京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60
日本生命四条ビル6F
TEL：075-353-1270
FAX：075-353-1271

〒730-0031
広島県広島市中区紙屋町2-1-22
広島興銀ビル7Ｆ
TEL: 082-241-2810
FAX: 082-241-2811

〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神1-12-14
紙与渡辺ビル8F
TEL: 092-712-6300
FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.